

## 渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員公告第1号

住民監査請求に係る監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成27年9月18日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合

監査委員 中澤 康光

監査委員 中澤 広行

### 監 査 結 果 報 告 書

#### 第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成27年7月23日
- 2 請求人 (省略)  
(省略)

#### 第2 請求の内容

平成27年7月23日提出の請求の要旨（住民監査請求書原文）

請求の要旨

- 1、監査対象者 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 阿久津貞司
- 2、事件の概要

平成24年11月8日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合（以下、渋川広域）は、「（仮称）渋川地区広域圏一般廃棄物最終処分場建設工事」（以下、本件工事）の「条件付き一般競争入札」を執行し、「瑞穂・北部・石関（仮称）渋川地区一般廃棄物最終処分場建設工事特定建設工事共同企業体」（以下、本件JV）が落札、30億9、435万円（消費税5%含む）工期、平成26年9月30日にて請負契約を締結した（以下、当初契約）。

後に、工期延長（平成26年12月22日まで）、平成26年7月25日に6,823万4,400円の増額変更（以下、本件変更契約1）及び平成26年12月19日に2,884万6,800円の増額変更（以下、本件変更契約2）の二度の増額変更契約を経て、渋川広域は、本件JVに総計31億9,143万1,200円支払い、当初契約との差額9,708万1,200円が増額となった。

しかし本件工事は、総事業費の三分の一を環境省からの補助金「循環型社会形成推進交付金」で賄う事業の一部「最終処分場整備事業」である。補助比率三分の一は不変であるから、事業費が増額となれば補助金も同比率で増額申請すべきところ、平成27年1月20日付、群馬県知事宛「平成26年度循環型社会形成推進事業実績報告書」（事実証明書1）様式7-2によれば、「交付基本額（実績額）」30億6,726万5,000円・「交付金実績額」9億9,741万4,000円ともに減額されており、もし「交付基本額（実績額）」が事実なら（事実でなければ、虚偽の報告になるが）減額変更契約にならなければならない。

渋川広域副管理者「飯塚寛巳」、事務局長「飯塚英樹」が議会で説明した増額変更契約と整合性がない。その差額「1億2,416万6,200円」は違法な公金支出である。

また、本件工事には設計書と異なる仕様の資材「有害産業廃棄物」が一部使用された形跡が認められる。減額変更を行わず正規の資材の金額を「有害産業廃棄物不法投棄」に支払っている。

### 3、本件変更契約の違法性

一部事務組合である渋川広域は、地方自治法（以下、法）第1条の3の③に規定される特別地方公共団体であり、法第2条⑩前段に、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」同じく⑪「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とある。

法第234条には、契約の締結の規定がある。本件当初契約も条件付き一般競争入札（官製談合の疑いあり）の後、議会議決を経て締結された。そもそも入札にあたっては設計図書を精査して、積算し入札額（契約額）を決定してあるはずであるが、諸般の事情により契約の変更が必要な場合もありうる。その場合双方が書面により協議し合意した後、契約変更議案を議会に諮り、議決を経て変更契約を締結してから変更部分の工事を施工するのが原則であり、「建設業法第19条第2項」に規定されている。

低金額で落札の後、設計図書を精査して積算したはずの契約額を施工段階で安易に増額変更することは、請負制度・入札制度を蔑ろにすることに他ならない。

さて「本件変更契約」（平成26年7月25日議決）（以下、変更契約1）を検証すると、議会に諮ったということは、「変更契約1」が議会議決を要する議決事件との認識はあったということになる。だとすれば「変更契約1」のコリンズ（一

般財団法人日本建設情報総合センター工事实績) 変更登録日は、群馬県建設工事必携(赤本)の定めにより、平成26年7月25日から10日以内でなければならない。かつ増額変更した工事の着工も同日以降でなければならないはずであるが、その増額変更工事はほとんどすべて平成26年7月25日時点ですでに終了している。

よって、以下の違法が認められる。

ア、契約変更を行わず、変更工事を施工した(議会で説明された工事が実際に額面どおり施工されたか否かは後に陳述する)建設業法第19条の2項違反である。

イ、「本件変更契約1」のコリンズ登録を見ると、工期延長登録は平成26年10月20日、増額変更は10月23日に変更登録となっている。ともに変更事由発生年月日は、(仮契約の日付)平成26年7月2日となっている。大幅な登録の遅れ、不可解な、同一契約書の工期延長、増額変更の日を違えての登録等、変更仮契約書が日付を遡って偽造された疑いがある(3か月の登録遅延の理由がない)。

請求者が担当職員に聞き取りの結果、議会議決の時点で仮契約書は存在しなかった。仮契約書も無く、議会に諮ったこと事態、地方自治法第96条の違反である。

また、7月25日に議決された「本件変更契約1」の増額部分で、本来設計変更の対象にならないものが違法に多く計上されていることが資料請求により判明した。

次に、2回目の「本件変更契約2」(平成26年12月19日議決)はインフレスライド条項を適用しているが、国が決めた制度の適用であるなら、当然インフレスライドによる増額変更分は交付基本額(実績額)30億6,726万5,000円に含まれなければならない、増額するなら総交付基本額を増額しなければならない。

増額分は、渋川広域の単独事業費で支出すべき性格のものではない。本来設計変更の対象にならないものが違法に多く計上されており不当計上である。

例えば、12月19日の変更に於いて、性能発注の数量変更はあり得ない。インフレスライドを適用しているが、実際には全体スライドを適用している。

ウ、契約変更をしない違法

新聞報道及び群馬県廃棄物リサイクル課等によれば、大同特殊鋼(株)(以下、大同)由来の有害鉄鋼スラグ(産業廃棄物)が、佐藤建設工業(株)(以下、佐藤)により天然砕石と混合され(以下、スラグ混合砕石)大同、佐藤ともに産業廃棄物処理の資格が無いにもかかわらず、県下一円の建設工事に使用されたとされている。

請求者が、大同から得た回答書（事実証明書3）によると、本件工事にも、大同中央混合所（スラグ砕石製造）から、天然砕石の代わりに1、250立米の「スラグ混合砕石」が搬入された記録がある。

また設計書A-13にサンドマット工の表示がある（約1、680万円）が、その資材搬入の記録がない。施工していないか「スラグ混合砕石100-0」で代用した（不法投棄）可能性がある。いずれも設計書と異なる資材を使ったのであるから設計変更していなければ出来形不足となる。「スラグ混合砕石」が仮に設計書当初の材料と同等の強度を有していたとしても環境基準を超えた六価クロム・フッ素等が含まれていては使用できない

設計変更・減額変更しないのも違法であり、産業廃棄物不法投棄であり当初設計の材料単価での支払いは詐欺的行為である。

本件工事の目的物は、有害物質を環境に拡散させないための「クローズド型最終処分場」である。その目的物自体から有害な六価クロム・フッ素が浸出したのでは、「循環型社会形成推進交付金事業」の目的が達せられたとは言えない。

#### 4、事件の背景

受注者側（本件JV）が不当な増額を要求しても、発注者側（渋川広域）が受け付けなければ何ら問題はないが、本事件は、副管理者・事務局長が率先して、議会において虚言を弄してあたかも正当・適法であるかのように一部議員を錯誤に陥れ、違法な議案を議決させ違法な公金支出をさせ渋川広域に損害を与えたものである。

公共工事を介して、役所（公務員）が特定事業者に便宜を図り、不当利得を得させる構図は、官製談合と何ら変わりはない。

ちなみに事件当時の副管理者 飯塚寛巳被告は、平成27年7月7日前橋地裁において、加重収賄などの罪で懲役2年6か月、執行猶予4年、追徴金15万円の有罪判決を受けた。（事実証明書2）

#### 5、措置の勧告

監査委員に次の措置を求める

- ① 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 阿久津貞司は、違法な公金支出1億2、416万6、200円を渋川広域に返還せよ。
- ② 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 阿久津貞司は、環境大臣に提出した循環型社会形成推進交付金申請書を取り下げ、全工事費による補助金を申請せよ。
- ③ 渋川地区広域市町村圏振興整備組合 管理者 阿久津貞司は、瑞穂・北部・石関（仮称）渋川地区一般廃棄物最終処分場建設工事特定建設工事共同企業体に、本件工事に使用した「大同」由来の産業廃棄物スラグをすべて取り除かせよ。

#### 6、請求者

住 所 (省略)  
職 業 渋川市議会議員  
氏 名 (省略)  
住 所 (省略)  
職 業 吉岡町議会議員  
氏 名 (省略)

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成27年7月23日

渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員 殿

事実証明書

- 1, 平成24年度循環型社会形成推進交付金申請書
- 2, 平成27年7月8日新聞記事
- 3, 請求者が、大同特殊鋼(株)本社総務部広報室から得た回答書

### 第3 請求の受理

この請求は、平成27年7月31日受理した。

### 第4 監査の実施

本件請求について、法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計歳出、(仮称)渋川地区広域圏一般廃棄物最終処分場建設工事及び循環型社会形成推進交付金申請について監査を実施した。
- 2 法第242条第6項の規定により、平成27年8月7日請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し陳述がなされ新たな証拠が提出された。
  - ・事実証明書4「資料の送付について」(補助対象区分の区別に関するもの)
  - ・事実証明書5「資料提供について(回答)」(分析結果報告書)
  - ・事実証明書6「工事請負契約における設計変更ガイドライン」
  - ・住民監査請求陳述書
- 3 法第199条第8項の規定により、平成27年9月4日に監査対象部局である渋川地区広域市町村圏振興整備組合(以下、「広域組合」という)事務局長及び当時の担当者並びに受注者を代表し瑞穂建設株式会社さらに、株式会社佐藤建設工業の意見聴取を行った。

## 第5 監査の結果

本件請求については、監査の結果、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

### 1 監査委員が確認した事実関係

請求人は、①管理者は、違法な公金支出である 124,166,200 円を広域組合に返還せよ。②管理者は、これまでに申請した循環型社会形成推進交付金申請を取り下げ、全工事費により再申請せよ。③管理者は、受注者に本件工事に使用した「大同」由来の産業廃棄物スラグをすべて取り除かせよとして、3つの措置を要求しているが、監査委員は、請求人の陳述及び提出された事実証明書並びに関係者への調査及び提出された関係書類等により、次のような事実関係を確認した。

#### (1) 請求人より提出された事実を証する書類について

ア 請求人から事実証明書3として提出された「大同特殊鋼(株)本社総務部広報室から得た回答書」は、確かに同社から発出された文書であることを確認した。

イ 請求人から事実証明書4として提出された「資料の送付について」(補助対象区分の区別に関するもの)については、同書で示された補助対象外経費が、交付金申請における補助対象経費に含まれていないことを広域組合から提出された関係書類により確認した。

ウ 請求人から事実証明書5として提出された「資料提供について(回答)」(分析結果報告書)については、確かに受注者から発注者に提出された報告書であることを受注者への意見聴取により確認した。

#### (2) 循環型社会形成推進交付金の申請について

ア 循環型社会形成推進交付金交付要綱第6の2「交付額の年度間調整」において、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができることを確認した。

イ 平成22年度施設整備計画に関する計画支援事業(基本設計等)において、補助対象経費13,125,000円に対する交付金額は4,375,000円であるところ、交付確定額が12,754,000円であることから、8,379,000円の年度間調整額が生じたことを、広域組合から提出された関係書類により確認した。

ウ 平成23年度施設整備計画に関する計画支援事業(実施計画)において、補助対象経費23,415,000円に対する交付金額は、7,805,000円であるところ、交付確定額が23,415,000円であることから、15,610,000円の年度間調整額が生じたことを、広域組合から提出された関係書類により確認した。

エ 平成24年度廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業において、補助対象経費3,876,000円に対する交付金額は1,292,000円であるところ、交付確定額が2,310,000円であることから、1,018,000円の年度間調整額が生じたことを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。

- オ 平成24年度最終処分場施設整備事業（建設工事及び工事監理）において、補助対象経費 93,243,000 円に対する交付金額は、31,081,000 円であるところ、交付確定額が 89,836,000 円であることから、58,755,000 円の年度間調整額が生じたことを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。
- カ 平成25年度最終処分場施設整備事業（建設工事及び工事監理）において、補助対象経費 1,209,600,000 円に対する交付金額は、403,200,000 円であるところ、交付確定額が 484,800,000 円であることから、81,600,000 円の年度間調整額が生じたことを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。
- キ 以上のことより、平成25年度分までの年度間調整額の合計額が、165,362,000 円であることを確認した。
- ク 平成26年度（平成25年度からの繰越分）最終処分場施設整備事業（建設工事及び工事監理）において、補助対象経費 1,686,772,000 円に対する交付金額は、562,257,000 円であるところ、交付確定額が 400,000,000 円であることから、162,257,000 円の交付金不足が生じたことを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。
- ケ 平成26年度最終処分場施設整備事業（契約変更分）において、補助対象経費 77,650,000 円に対する交付金額は、25,883,000 円であるところ、交付確定額が 22,778,000 円であることから、3,105,000 円の交付金不足が生じたことを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。
- コ 以上のことから、補助対象経費合計額 3,107,681,000 円に対する交付金額は3分の1を乗じた 1,035,893,000 円（千円未満切り捨て）であるところ、交付確定額合計額も 1,035,893,000 円と同額であることを確認した。
- サ 平成22年9月22日付廃政第252-11号「平成22年度循環型社会形成推進交付金交付決定通知書」の交付条件7において、交付の決定の内容又は条件に不服がある場合に、申請の取り下げができる期限は、平成22年10月6日までであることを、広域組合から提出された関係書類により確認した。
- シ 平成23年10月5日付廃り第252-7号「平成23年度循環型社会形成推進交付金交付決定通知書」の交付条件6において、交付の決定の内容又は条件に不服がある場合に、申請の取り下げができる期限は、平成23年10月19日までであることを、広域組合から提出された関係書類により確認した。
- ス 平成25年1月15日付廃り第252-39号「平成24年度循環型社会形成推進交付金交付決定通知書」の交付条件6において、交付の決定の

内容又は条件に不服がある場合に、申請の取り下げができる期限は、平成25年1月29日までであることを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。

セ 平成26年7月15日付廃り第252-14号「平成26年度（平成25年度からの繰越分）循環型社会形成推進交付金交付決定通知書」の交付条件6において、交付の決定の内容又は条件に不服がある場合に、申請の取り下げができる期限は、平成26年7月30日までであることを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。

ソ 平成26年7月15日付廃り第252-11号「平成26年度循環型社会形成推進交付金交付決定通知書」の交付条件6において、交付の決定の内容又は条件に不服がある場合に、申請の取り下げができる期限は、平成26年7月30日までであることを、請求人から提出された事実証明書1により確認した。

### (3) 工事関係及び変更契約について

ア コリンズの登録について、受注登録が平成24年12月12日、第1回変更登録が平成25年7月31日、第2回変更登録が平成26年10月20日、第3回変更登録が平成26年10月23日、竣工登録が平成27年1月7日にそれぞれ登録されたことを、広域組合から提出された登録内容確認書により確認した。

イ 請求人は、請求書の3のイにおいて、「本件変更契約1の増額部分で、本来設計変更によらないものが違法に多く計上されていることが資料請求により判明した。」と主張し、陳述において、「サンドマット工において、処分場に納入された形跡がなく、代用品として山砕100-0が使われたとすれば、スラグが使われた可能性が十分考えられる。なぜならば、同時期に北関東自動車道の工事でも同じ業者が材料を納入していたから」と独自の見解を示している。また、請求書の3のウにおいて、「本件工事にも、大同中央混合所（スラグ砕石製造）から、天然砕石の代わりに1,250立米のスラグ混合砕石が搬入された記録がある。」と記しているが、これらに関する事実を証する書類の提出はなく、請求人の主張は立証されなかった。

ウ 関係者への意見聴取において、広域組合及び受注者はそれぞれに、請求人の請求書及び陳述の内容に対し、工事写真や関係書類を明示しながら説明及び反論を行い、請求内容は独自の見解と偏見が多く、事実誤認であると主張した。

エ 請求人は陳述において、変更契約2は工期が3日後に迫った中で議会に上程している。また、浸出水処理施設建設工事等の工事内容の説明資料でも詳細が示されていない等、地方自治法違反であると主張しているが、請



求人は、広域組合の定例会及び臨時会における質疑や一般質問により、同様の追及を再三にわたって行い、反対討論も行っているが、その都度賛成者少数で否決されていることを、広域組合議会会議録により確認した。

オ 請求人は、請求書の2「事件の概要」において、「有害産業廃棄物が一部使用された形跡が認められる。」ことを証する書類として事実証明書5の分析結果報告書を提出している。この中で「六価クロム化合物」及び「ふっ素及びその化合物」等、有害物質が検出されたことを確認した。また、37項目の全ての分析結果において基準値を下回っていることを確認した。

カ 事実証明書3の発出元である大同特殊鋼(株)総務部広報室及び株式会社佐藤建設工業に対し、スラグの使用に関する関係書類の提出を依頼したが、群馬県へ関係書類を提出していること及び群馬県の指導により、提出できないとして協力が得られなかった。

キ 関係者への意見聴取で、「本工事においてスラグは使用されておらず、事実証明書5の分析結果報告書において、全ての分析結果で基準値を下回っていることから、土壌汚染により直ちに対策を講じる必要性は生じていない」と主張していることを確認した。

## 2 監査委員の判断

前記1で確認した事実に基づき、監査委員は、請求人が本件監査請求で主張する違法・不当の事由について、次のとおり判断する。

請求人が求める措置の①である公金支出については、コリンズ登録の遅延は認められるものの、2度にわたる契約変更は、本件工事を完成するうえで必要不可欠な変更であったと認められるため、不当な支出とは認めがたく、提出された事実証明書からは、違法な公金支出を裏付ける具体的かつ客観的な事実は見受けられなかった。また、広域組合議会での審議内容の審理については、直接的な財務会計上の行為ではないため監査対象とはならないが、公金支出の妥当性に関する議会の議決は尊重されるべきであり、請求人の主張を是認することはできない。

請求人が求める措置の②である交付金申請の取り下げ及び再申請については、変更契約分も含めた全工事費用の補助対象経費に対して、補助限度額の満額が交付されていることから再申請の必要性はなく、申請を取り下げるにしても、取り下げ期限が既に経過しており、取り下げが不可能なことが、請求人から提出された事実を証する書類から確認できたことから、請求には理由がないものと認め措置の必要を認めない。

請求人が求める措置の③である産業廃棄物スラグの撤去については、請求人から提出された事実を証する書類（分析結果報告書）ではスラグ使用の立証とはならない。また、いわゆるスラグの使用問題については、現在、国や県において全

容解明に向けた協議が継続されている関係で、関係者からスラグが使用されているか否かに関する証憑書類の確認がとれない。

よって、産業廃棄物スラグが使用されているという確証は得られず、直ちに撤去すべきと勧告する理由には至らなかった。

### 3 結論

本件監査請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。